

# グリーン専門人材 民間企業向け参考資料

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局  
内閣府地方創生推進室

# グリーン専門人材の全体概要

- 地域における脱炭素社会の実現には、**脱炭素及び地域課題の同時解決**において**総合的または専門的な知見を有する人材**が求められています。
- **意欲と能力のある民間企業社員等**であり、**脱炭素事業を通じて地域における社会課題の解決（地域経済の活性化）**を図ることができるグリーン専門人材を地方公共団体に派遣します。

## 多くの地方公共団体が抱えているお悩み

2050年脱炭素宣言をしてみたが、何から取り組めば良いのかわからない。

長期的な再エネ事業の運用計画を検討したいが、経営感覚がない。

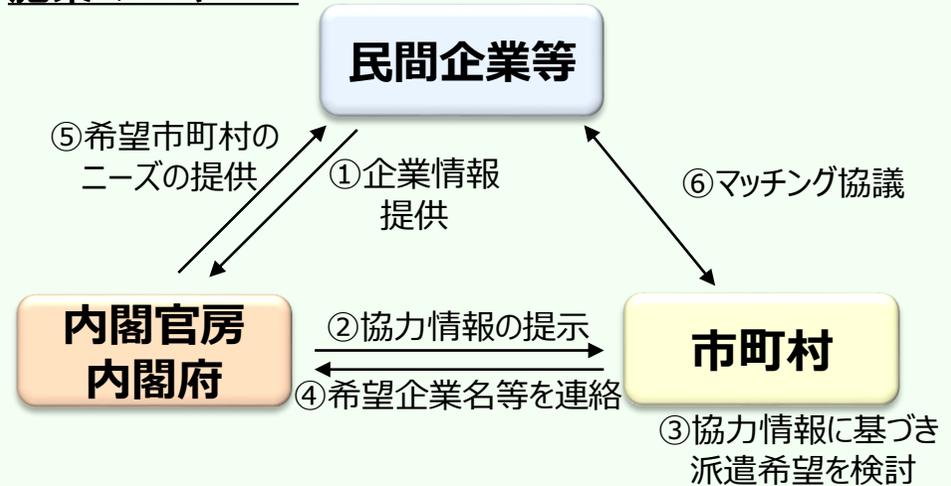
最新技術を駆使して、公共施設を省エネ仕様にしたいが、技術的知見がない。

多くの市民に省エネ行動を呼びかけたい。他地域はどのようなことをやっているのか知りたい。

バイオマス発電に取り組みたい。再エネ事業のメリットを可視化したい。

**地域の脱炭素に関心のある市町村**に対し、**民間企業等のグリーン専門人材**を派遣します

## 施策のスキーム



## 制度内容

派遣先	・指定都市を除く市町村
職種	・常勤職員 …副市町村長、地方創生監など ・非常勤職員…顧問、地方創生アドバイザーなど
派遣期間	・原則半年～2年間 ※派遣者・派遣元企業等・派遣先市町村の3者の合意がある場合に限り1年間の延長が可能
給与・報酬等	派遣元企業等と派遣先市町村との協議にて決定 (総務省の「地域活性化起業人」も併用可)

# 民間企業におけるグリーン専門人材派遣のメリット

1

## 地域の課題を直接把握することで、今後の業務に活かすことができる

→市町村職員として地域に身を置いて業務に従事することで、自治体の仕事内容や地域の課題、今後の方向性を肌感覚で把握できるため、帰任後の業務に活かすことができます

2

## 自治体ならではの新たなリレーション（人脈）を構築できる

→派遣先の首長、職員だけでなく、地域のステークホルダーや他自治体への派遣者など、新たな人脈形成を構築することができます

3

## 若手人材については、キャリアステップにつながる

→派遣先において、脱炭素に関する知識の習得や地域課題の解決に向けて多岐にわたる業務にチャレンジする機会を得ることでキャリアステップにつながります

4

## シニア人材については、セカンドキャリアとして社会貢献の場・機会になる

→ベテランの社員に関しては、セカンドキャリアとして、地元地域や社会貢献の場・機会を得ることにより、これまでの経験を活かすことができます

5

## 企業のCSR活動の一環として取り組むことにより、企業価値の向上につながる

→地球温暖化対策や地域活性化を通じて、CSR活動や企業のイメージアップ活動の一環として、活用していただくことにより、企業価値の向上につながります。

# 協力企業の登録に関するよくあるお問い合わせ

Q 協力企業に登録するための要件はありますか。

A 特にありません。

ただし、事前に事務局と対面またはオンラインによる打ち合わせを実施し、事業概要や貢献できる内容等についてご説明をお願いしています。

まずは担当窓口までお問い合わせください。

Q 派遣者は市町村内でどのような業務をされるのですか。

A 地域脱炭素や地方創生に関する計画策定の支援や脱炭素関連事業の推進、行政内部の体制整備、地域における普及啓発など多岐にわたります。派遣者の具体的な業務に関しては、マッチング協議により、すり合わせを行っていただきます。

Q 協力企業の登録までに派遣者候補が確定できませんが、大丈夫ですか。

A 問題ありません。

8月末の協力企業の登録時点は、あくまで制度登録の意思表示とご認識ください。

社内での候補者選定は、マッチング協議開始（12月）までを目安にご準備ください（※）。

※マッチング協議期間中に派遣者候補を選定されている民間企業も御座います。

Q 派遣形態は常勤、非常勤どちらも可能ですか。

A 常勤、非常勤（兼業含む）のどちらも可能です。

非常勤の場合は、市町村内の業務頻度や勤務形態等に関して、市町村との協議によって決定します。また、複数人による支援（チーム派遣）も可能です。

なお、委嘱は設けておりませんのでご注意ください。

# マッチング協議に関するよくあるお問い合わせ

Q 市町村とのマッチング協議は、どのようなことを協議するのですか。

A 市町村が抱える課題の解決に向けて、派遣者に取り組んでほしい業務内容や求める役割などは協議によりすり合わせをお願いしています (※)。  
なお、給与・報酬や福利厚生、勤務形態、サポート体制等も協議により決定をさせていただきます。

※基本的にオンラインでの協議になりますが、市町村のご希望によって対面による協議を行う可能性もございます。

Q 派遣期間の範囲は設けてありますか。

A 通常は半年～2年間の派遣期間となりますが、企業・市町村・派遣者の3者の合意があり、合計3年間の範囲内であれば、派遣期間の延長を可能としています。  
なお、延長にあたっては事務局への報告が必要となりますので、まずは担当窓口までお問い合わせください。

Q 派遣者の給与・報酬は、どのように決定されますか。

A 企業と市町村とのマッチング協議により、決定します (※1)。給与も同様に協議によって決定していただきますが、派遣者は原則として市町村職員の身分を有することになるため、派遣先市町村の規定によって定められた額の水準となります (※2)。  
なお、住居や引越しの費用、派遣後の出張旅費等の諸経費も協議によって決定しますが、基本的に市町村による負担を想定しています。

※1 総務省の「地域活性化起業人」の併用も可能です。

※2 派遣前の給与水準と乖離がある場合、差分を企業側で負担いただいている例もあります。